

介護職員等処遇改善支援補助金の支給に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人しまなみ福祉会(以下法人という。)給与規程に規程する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等処遇改善支援補助金制度(以下支援補助金制度という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条

法人の常用職員または非常勤職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等処遇改善支援補助金の支給対象職員を対象とする。ただし給与の総支給が、厚生労働省が特定処遇改善加算に定める経験・技能のある介護職員の総支給を超える職員は対象外とする。

(支給額)

第3条

支援補助金の支給額は、支援補助金制度による加算見込み額の範囲内において、法人(または理事長)が定める額とする。

(支給)

第4条

支援補助金の支給は毎月の給与に支援補助手当として支給する。

(在籍の限定)

第5条

支援補助金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第6条

この規程は、支援補助金制度が終了すると同時に廃止するものとする。

付則

1.この規程は、令和4年2月28日から施行する。